



平成 28 年 11 月 11 日

各 県 立 学 校 長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」
について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

については、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を見直す際の参考にするなど、本資料を活用してください。

なお、いじめについては、未然防止の取組とともに早期発見・早期対応の取組が重要であり、積極的な認知に向けた校内研修の充実を図ってください。

また、いじめを認知した場合は、事案の軽重に関わらず、数値として計上し、組織的な早期対応を行うとともに、豊かな心育成課生徒指導係まで報告をお願いします。

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

(担当者 平野)